

第 3 期米原市教育振興基本計画について

1 第 3 期米原市教育振興基本計画策定の趣旨

本市は、教育基本法の基本理念を踏まえ、平成 29 年 3 月に第 2 期米原市教育振興基本計画を策定した。これまで、『ともに学び、ともに育つ、学びあいのまち まいばら～自分もひと大切にし、地域を誇る人づくり～』を基本理念とし、5 つの基本目標を柱として教育施策を進めています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の対応にも見られるように、社会の情勢の急速な変化に対応するため、教育施策も不断の見直しを求められているところです。そのため、本計画に掲げられている各施策についても、所期の目標が達成されているかどうかを十分に評価した上で今後の改善につなげ、さらに新たな施策を実施する必要があります。

そこで、令和 3 年度で計画期間が満了する現第 2 期米原市教育振興基本計画の成果と課題を踏まえ、令和 4 年度から 5 年間の本市教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「第 3 期米原市教育振興基本計画」を策定します。

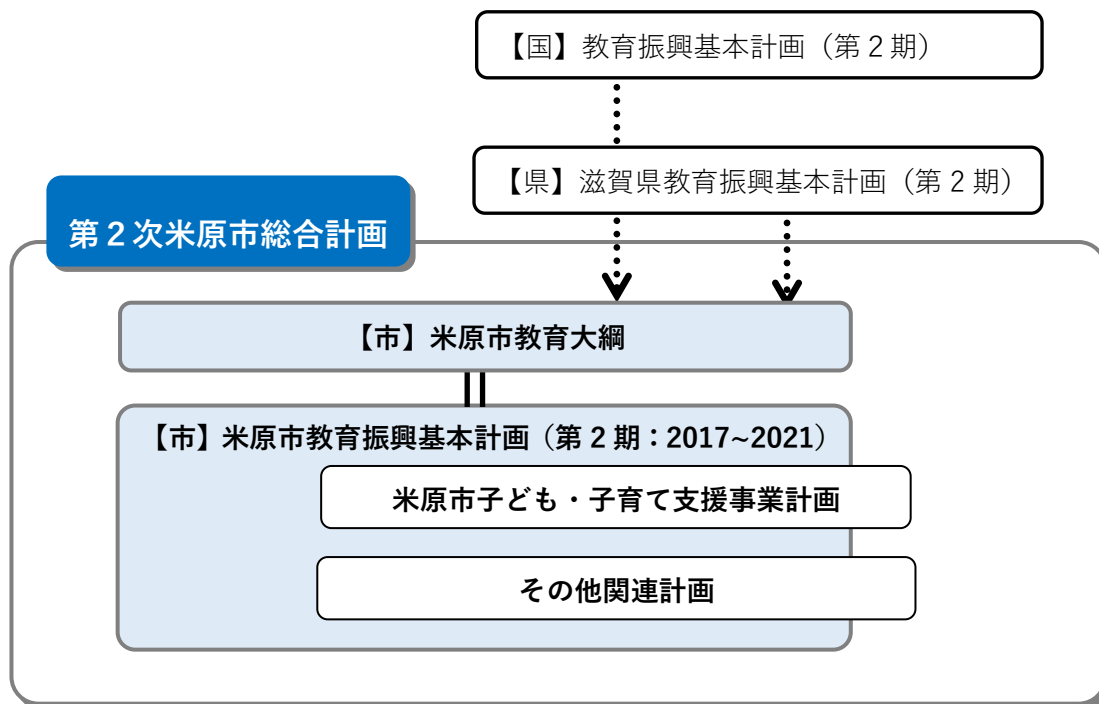
2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、計画的・体系的に教育課題の解決を図るため、本市の教育が目指す方向や推進する施策を示したものであり、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく計画です。
- (2) 教育振興基本計画として、平成 30 年 6 月に策定された国の第 2 期教育振興基本計画（平成 30 年度から令和 4 年度まで）を参酌しつつ、本市教育の振興を図るために定める基本的な計画とするものです。
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づく「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（教育大綱）を本計画の基本的な考え方として位置付けていくかどうかは、市長が招集する総合教育会議で議論します。

（※米原市総合教育会議規則第 2 条第 1 号に規定）

- (4) 目指すべき将来像の実現に向けたまちづくりの基本方針である「米原市総合計画」を踏まえた教育行政分野における計画であり、本市関連計画とも整合性を図りながら施策を推進していくものです。
- (5) 本計画は、米原市議会基本条例第 15 条に定める議決事項としていることから、令和 3 年 12 月議会での提案を予定しています。

3 第2期米原市教育振興基本計画の位置付け



3 計画の期間

令和4年度から令和8年度まで（5か年）

本計画は、5年間を見据えた本市の教育の指針であり、社会情勢の変化や計画の進捗状況に基づいて策定します。

■計画の期間

平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第2期計画									
					第3期計画				

第3期米原市教育振興基本計画策定スケジュール

年	月	議会・総合教育会議・ 教育委員会	現状把握	審議会
令和2年度	8	・議会委員会への協議		
	9	・総合教育会議（方向性の協議） ・教育委員会		
	10			第1回 ・市長から諮問 ・市民アンケート等検討
	11		市民アンケート実施	
	12		団体ヒアリング実施	
	1	・総合教育会議 ・教育委員会 現状報告	分析・報告書作成	第2回 ・市民アンケート等報告 ・現状・課題の整理
	2			
3			第3回 ・現状・課題の整理 ・骨子案検討	
令和3年度	4	・総合教育会議 ・教育委員会 骨子案について		
	5	・議会委員会への協議		第4回 ・計画案の検討
	6			
	7	・総合教育会議 ・教育委員会 計画案について		第5回 ・計画案の検討
	8	・議会委員会への協議	パブリック・コメント	
	9			
	10			第6回 ・パブコメ結果報告 ・計画答申案の検討
	11	・総合教育会議 ・教育委員会 計画について		教育基本計画完成 市長へ答申
	12	・議会への提案		
	1			
2				

(目的)

第 1 条 米原市は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、市長と米原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題および目指す姿等を共有しながら、連携して効果的な教育行政を推進するため、米原市総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 1 条の 4 第 1 項の規定により、次に掲げる協議および事務の調整等を行う。

(1) 米原市の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)の策定に関する協議

(2) 米原市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術および文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(3) 児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第 3 条 会議は、市長および教育委員会をもって構成する。

(招集)

第 4 条 会議は、市長が招集し、市長は会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第 5 条 会議は、第 2 条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者または学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、原則公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、または会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成および公表)

第 7 条 市長は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員および意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書の規定により非公開とした部分を除き、市公式ウェブサイトに掲載することにより行う。

(調整結果の尊重)

第 8 条 会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第 9 条 会議の庶務は、政策推進部政策推進課において処理する。ただし、会議の開催および大綱の策定等に関する事務を教育委員会に委任または補助執行させる場合は、この限りでない。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。